

# 岐阜県公報

号外 (六) 平成二十四年十一月二十八日

公 示

岐阜県木曽川右岸流域下水道施設管理規則の一部を改正する規則

岐阜県木曽川右岸流域下水道施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一  
ページ

目 次

規 則

(下 水 道 課)

岐阜県規則第八十五号

岐阜県木曽川右岸流域下水道施設管理規則の一部を改正する規則

岐阜県木曽川右岸流域下水道施設管理規則（平成十五年岐阜県規則第八十号）の一部を次のように改める。

第一条中「第四条」を「第十一条」と改める。

附 則

この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。

平成二十四年十一月二十八日発行

発 行 所 者

岐 阜 県  
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐阜文芸社